

芸術さが



さがんまち紹介 (佐賀市)

金立公園コスモス園

秋はコスモス、春は菜の花が園内いっぱいに咲きます。菜の花の見頃は3月下旬頃。30万本の菜の花が黄色い絨毯のように一面に広がります。



P2 さがんまち紹介 佐賀市

P4 令和6年度の短期(医療)給付財源率(掛金・負担金率)の変更

P6 特定健康診査、特定保健指導の実施状況

P7 第3期データヘルス計画の策定

P8 老齢厚生年金の請求手続き等

P10 令和6年度の年金額は2.7%の引上げ/

こころとからだの健康相談

P11 被扶養者の異動手続き/

令和6年度の任意継続組合員の掛金率の変更

P12 入学貸付・修学貸付のご案内

P13 共済貯金～臨時積立のご案内～

P14 マイナンバーカード保険証利用のお願い

空のまち 佐賀市

北に三瀬高原、南に佐賀平野・有明海を擁する、ダイナミックな自然景観の佐賀市。



おすすめ観光スポット



佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

毎年秋には嘉瀬川河川敷を会場として佐賀インターナショナルバルーンフェスタが開催され、国内外から100機を超える熱気球が佐賀平野の広い空で熱戦を繰り広げます。

川上峡春まつり

九州の嵐山とも呼ばれる佐賀市大和町の川上峡。毎年春に開催される「川上峡春まつり」の期間中には約300匹のこいのぼりが優雅に泳ぎます。週末には観光屋形船“よどひめ号”が運行し、船上からの景観を楽しむことができます。

古湯・熊の川温泉

佐賀市富士町に位置する、緑と清流のゆたかな自然に包まれた山あいの温泉郷。泉温38度前後のぬる湯のため長い時間入ることができます。サウナ完備の温泉施設も多く、日帰りでもご利用いただけます。



金立公園

金立山のふもとにある約5ヘクタールの敷地に大型遊具やバーベキュー炉があり、親子で楽しめる公園です。一般道からはもちろん、長崎自動車道の金立サービスエリアからも徒歩で行き来できます。

大和地区的ブランド みかん「あんみつ姫」

徹底した品質管理で栽培されるため、甘みと酸味のバランスが絶妙で、全国トップクラスの品質を誇ります。

厳しい出荷基準をクリアした「あんみつ姫」は甘くておいしいだけでなく、ビタミン・ミネラル・食物繊維がたくさん含まれているので、美容と健康維持が期待できます。



佐賀バルーナーズ

プロバスケットボールチーム「佐賀バルーナーズ」は、佐賀市をホームタウン（本拠地）として、B1リーグに参戦しています。

令和6年度の短期(医療)給付財源率

短期(医療)給付の所要財源率の引上げ

令和6年度の短期給付事業は、平均標準報酬額の減少及び医療費の増加により、令和5年度の所要財源率114.96%から、4.36%引上げ、119.32%に設定し事業運営を行うことになりました。

短期掛金率・負担金率(%)

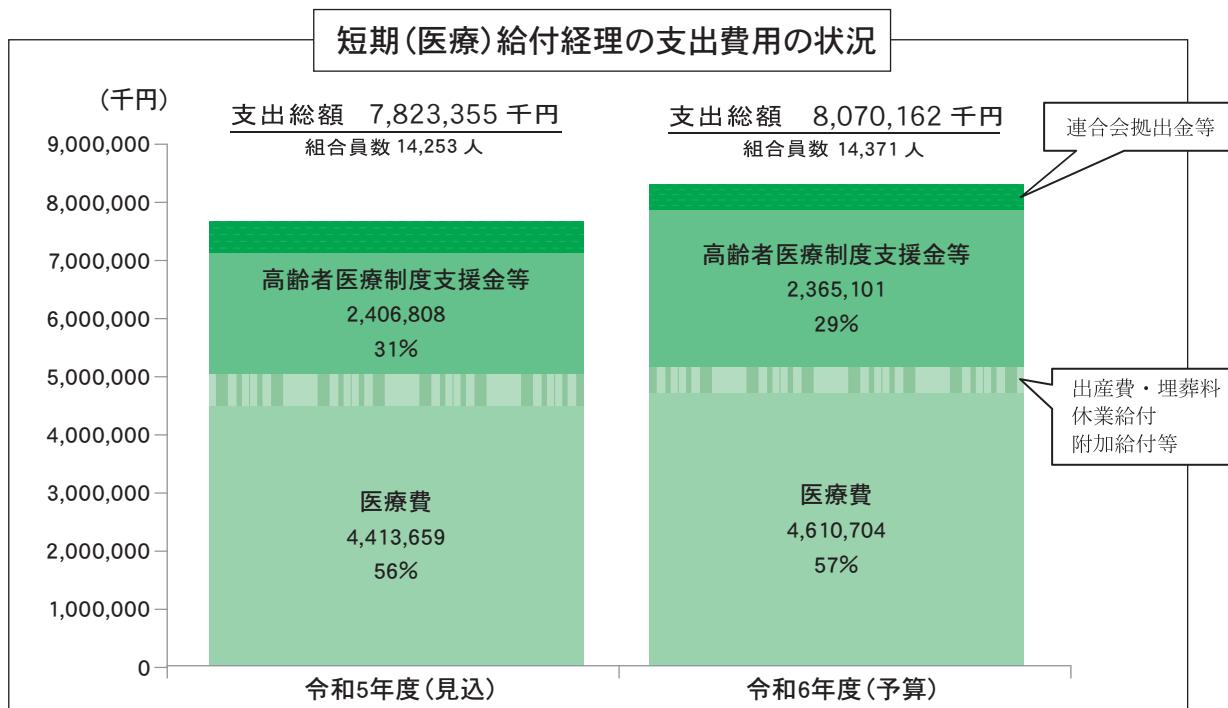
掛金率	負担金率
53.12 (2.595増)	59.66 (2.18増)

● 医療費は増加傾向

令和6年度の医療費は、令和5年度後半の医療費が増加傾向であることから、令和5年度より約2億円(4.5%)の増加を見込んでいます。

● 高齢者医療制度に対する支援金等の負担は減少

共済組合は、75歳以上の医療費の運営に係る現役世代の負担として、「後期高齢者支援金」を、65歳から74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」、その他を負担しており、その合計額は、令和5年度より約4千万円減少しましたが、引き続き23億円以上の大きな負担となっています。



介護掛金・負担金率の引下げ

令和6年度は介護納付金が増加しますが、加入者増加による標準報酬総額も増加するため、収支均衡を図るよう、0.72%引下げ、16.48%に設定し事業運営を行うことになりました。

介護掛金率・負担金率(%)

掛金率	負担金率
8.24 (0.36減)	8.24 (0.36減)

(掛金・負担金率)が変更になります

共済組合の今後の取組

短期給付事業の財政状況は、大変厳しい状況となっておりますが、みなさんの現役時代における疾病予防・早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となります。

そこで、共済組合では、令和5年度に引き続き以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策

- ・健診の結果とレセプトデータを基に分析（データヘルス計画）を行い、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- ・過去の実績を参考に所属所訪問による「健康づくり推進懇談会」を開催します。
- ・「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- ・柔道整復師の施術にかかる療養費の適正化への取組を行います。
- ・「歯科健診」の実施による歯科疾患の予防対策を行います。

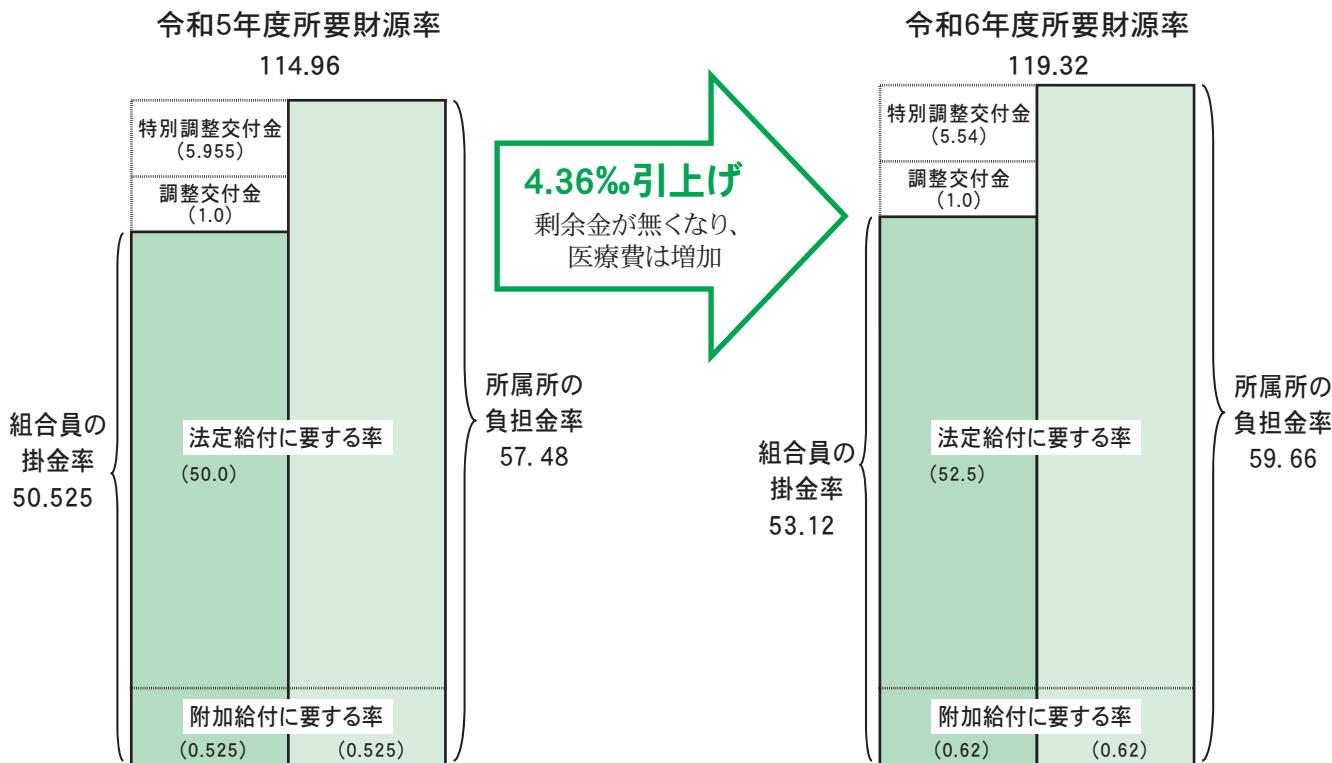
（令和6年度実施地区：唐津市・玄海町）

- ・シニア世代向け健康サポートを行います。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和6年度 短期給付の掛金・負担金率(%)

当共済組合においては、令和6年度は全国市町村職員共済組合連合会が行う、「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の適用を受け、組合員の掛金の負担軽減を図ることになります。

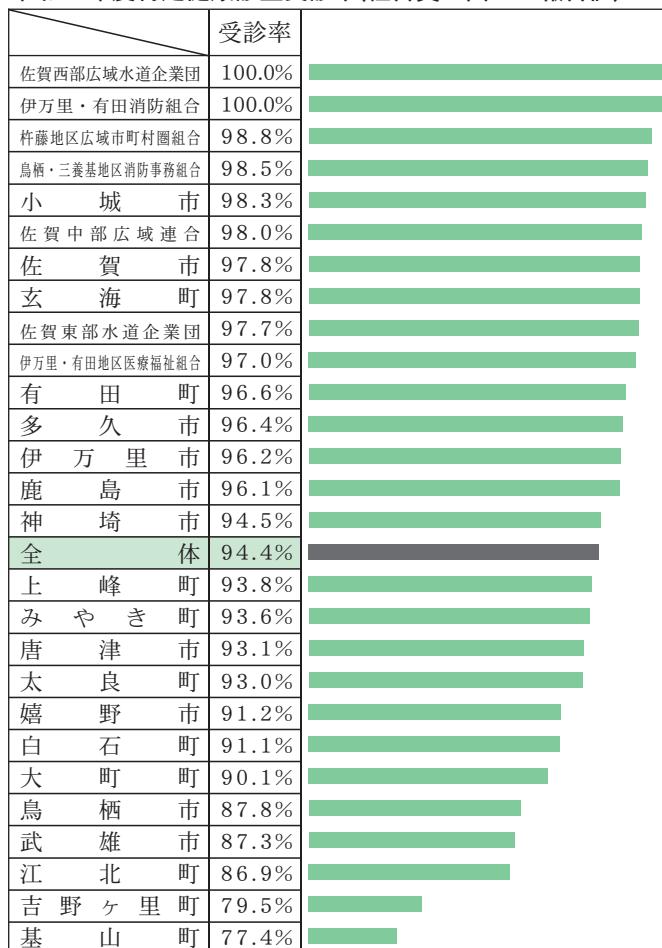


注1 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が交付基準率52.5%（R6年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

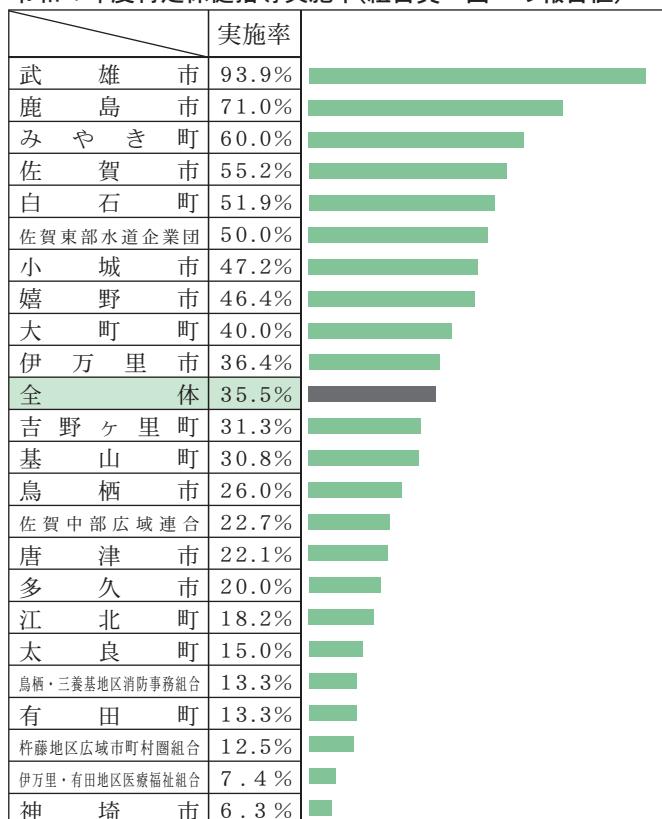
注2 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が53.5%（R6年度）以上となる場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

特定健康診査・特定保健指導は必ず受けましょう！

令和4年度特定健康診査受診率(組合員：国への報告値)



令和4年度特定保健指導実施率(組合員：国への報告値)



● 特定健康診査

40歳以上74歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病のリスクがある方を抽出します。

● 特定健康診査受診率(実績と目標)

令和4年度の各所属所の組合員に係る受診率は左上の表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は下の表のとおりです。

受診率 (%)	4年度実績	4年度目標	5年度目標
組合員	94.4	97.0	
被扶養者等	38.2	64.0	
全 体	83.1	89.1	90.0

※令和4年度は目標を達成できませんでした。

● 特定保健指導

特定健康診査に基づき生活習慣病のリスクがある方で生活習慣改善により予防が期待できる方に特定保健指導の実施を依頼します。

● 特定保健指導実施率(実績と目標)

令和4年度の各所属所の組合員に係る実施率は左下の表のとおりです。(対象者が少ない所属所は除く。)組合員、被扶養者等の実績と目標値は下の表のとおりです。

実施率 (%)	4年度実績	4年度目標	5年度目標
組合員	35.5		
被扶養者等	14.8		
全 体	34.6	43.9	45.0

※ 令和4年度は目標を達成できませんでした。

● 特定保健指導の利用が無い、または国への報告時(令和5年10月末)に終了者がいない所属所(実施率0%)

上峰町、玄海町、佐賀西部水道、伊万里有田消防

● 令和5年度分の特定保健指導のご案内

令和5年度中の特定健診結果による特定保健指導は、本年5月頃まで対象者の方に利用の案内を行う予定です。特定保健指導については、利用しやすい日時を選択可能な「自宅訪問式またはWEB方式での特定保健指導」も行っております。費用は全て共済組合が負担しますので案内が届いた方はぜひご利用ください。

※ 特定健診・特定保健指導は、各年度4月1日現在の組合員及び被扶養者のうち、当該年度中に40歳から75歳になられる方を対象としているため、年度途中で他の医療保険に加入あるいは脱退等、加入している医療保険に異動があった方については、その年度は特定健診・特定保健指導の対象外となりますのでご注意ください。



● 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率と後期高齢者支援金

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びその他指標による評価で、後期高齢者支援金に加算・減算が行われます。加算対象となった場合は、共済組合が支払う後期高齢者支援金に最大10%加算が行われ、財源率(掛金率・負担金率の合計)が引き上げられることで、組合員のみなさんの家計に影響を与える可能性があります。

当組合は、令和3年度の実績により、減算対象の基準に該当したため、後期高齢者支援金の減算が行われる見込みです。引き続き組合員・被扶養者のみなさんのご協力をよろしくお願いします。

第3期データヘルス計画が始まります(令和6年度～令和11年度)

データヘルス計画とは

データヘルス計画とは、レセプトと健診データの分析から健康課題を明らかにするとともに、PDCAサイクルに沿って事業の効果測定と評価を行い、必要に応じ所属所と連携して効果的な保健事業を実施する取組です。

佐賀県市町村職員共済組合では、保険者機能強化の一環として、保健事業の効果的な実施のため、「第2期データヘルス計画」(平成30年度～令和5年度)に基づき、多様な疾病予防、重症化予防などの保健事業を取り組んでいます。

第3期データヘルス計画の目標について

「第3期データヘルス計画」では、「第2期データヘルス計画」に引き続き、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品利用促進及び医療費適正化をはかり、組合員及び被扶養者のみなさんの健康増進・疾病予防を目的として各種保健事業を実施します。

データヘルス計画におけるそれぞれの役割

●組合員・被扶養者のみなさん

ご自身の健康意識を高め、健康の保持増進に向けた生活習慣改善への取組、人間ドック、特定健康診査等の保健事業の活用をお願いします。

●所属所

職員の健康の保持増進に向けた意識付け、各種健診・再検査受診勧奨、共済組合との連携

●共済組合

組合員・被扶養者への情報発信、保健事業の案内

所属所との健康課題共有(健診結果やレセプトによる分析結果等)、保健事業実施上の連携等

老齢厚生年金の請求手続き等について

老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、次の表のとおりとなっており、これから退職される多くの方については、退職の時点で老齢厚生年金の受給権が発生していない状態となっています。

今回は、支給開始年齢到達による老齢厚生年金の請求手続き等について説明します。

【支給開始年齢】

一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S 28.4.1以前	60 歳
S 28.4.2～S 30.4.1	61 歳
S 30.4.2～S 32.4.1	62 歳
S 32.4.2～S 34.4.1	63 歳
S 34.4.2～S 36.4.1	64 歳
S 36.4.2以後	65 歳

特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S 34.4.1以前	60 歳
S 34.4.2～S 36.4.1	61 歳
S 36.4.2～S 38.4.1	62 歳
S 38.4.2～S 40.4.1	63 歳
S 40.4.2～S 42.4.1	64 歳
S 42.4.2以後	65 歳

※ 特定消防組合員…消防司令以下のお消防職員であった方で、60歳時点（60歳よりも前に退職したときは退職時）まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員

● ワンストップサービスと年金の請求手続き

被用者年金一元化に伴い、制度ごとに別々の窓口で行っていた年金に関する手続きや相談が、年金事務所や各都道府県の共済組合など、受給権者の望むいざれか一つの窓口で行えるようになりました。これを「ワンストップサービス」といいます。

請求書は、老齢厚生年金の受給権発生日の属する月の3ヵ月前に、最後に加入していた実施機関から自宅あてに送付されますので、請求書が届きましたら内容を確認し、受給権発生日（受給開始年齢誕生日の前日）以後に、必要書類とともに提出してください。

なお、種別の異なる厚生年金被保険者の加入期間がある方については、種別ごとに老齢厚生年金の裁定と支給が行われます。

【一元化後の被保険者の種別と実施機関】

被保険者の種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の短期組合員 民間サラリーマン等 (第2～4号以外の者)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合 公立学校共済組合、警察共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※ 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、共済組合年金課までご連絡ください。

お問合せ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

※ 短期組合員の方は第1号厚生年金被保険者となりますので、年金については日本年金機構（最寄りの年金事務所）へお問い合わせください。

● 再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、国会議員・地方議会議員になられたとき、賃金(議員報酬)や年金の合計額が一定の基準を超える場合、年金の全部または一部が支給停止されます。

年金 = 老齢厚生年金の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1/12

※ 公務員以外の期間の老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

賃金 = 「標準報酬月額等」と「過去1年間の賞与等の1/12」の合計

年金 + **賃金** > 50万円 → 支給停止額(月額) = (**年金** + **賃金** - 50万円) × 1/2

※ **年金** + **賃金** が50万円以下の場合は、支給停止額は0円となります。

(注) 50万円は令和6年度の基準額です。今後、物価、賃金等の変動により改正される場合があります。

● 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付(基本手当等)を受給すると、その失業給付の受給額に関係なく、受給期間中は老齢厚生年金が支給停止になります。

失業給付の申請は、給付額と年金額を比較して、慎重にご検討ください。

● 年金を繰上げて受給するとき

支給開始年齢が61歳以降に引上げられた方で、一定の要件を満たした方は、60歳以降支給開始年齢に達する前に、老齢厚生年金を繰上げて受給することができます。その場合は、国民年金の老齢基礎年金の繰上げも同時に実行することになります。繰上げによる減額率は、1月につき0.4%です。(昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月につき0.5%となります。)

なお、在職中は年金の一部または全部が支給停止となる場合がありますので、繰上げ請求をされる場合は、退職日以降に行われるほうが有利になると考えられます。

また、生年月日や性別、消防特例・障害者特例の有無等により、繰上げ受給の方法が異なりますので、繰上げを検討されている方は、共済組合年金課または最寄りの年金事務所にご相談ください。

【老齢厚生年金等と老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

○一般組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S32.4.2～ S36.4.1	64歳				6%	—
					12%	6%
S36.4.2～ S37.4.1	65歳			18%	12%	6%
				18%	12%	6%
S37.4.2～	65歳		19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
			19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点(～S37.4.1生)		78歳	79歳	80歳	81歳	
分岐点(S37.4.2生～)		82歳	83歳	84歳	85歳	

表中の割合について

上段: 老齢厚生年金等の減額の割合
下段: 老齢基礎年金の減額の割合

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。

なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

○特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S34.4.2～ S36.4.1	61歳					—
						12% 6%
S36.4.2～ S37.4.1	62歳				—	—
					18% 12%	6%
S37.4.2～ S38.4.1	63歳		4.8%	—	—	—
			19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S38.4.2～ S40.4.1	63歳	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S40.4.2～ S42.4.1	64歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S42.4.2～	65歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点(～S37.4.1生)		78歳	79歳	80歳	81歳	
分岐点(S37.4.2生～)		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

<繰上げ請求の主な注意点>

- 一度請求すると、生涯減額された年金額となります。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症による障害厚生(基礎)年金や寡婦年金は受けられません。

令和6年度の年金額は2.7%の引上げ

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定します。

ただし、マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われるため、令和6年度の年金額の改定率は2.7%となります。

令和6年度の参考指標

・物価変動率	… 3.2%
・名目手取り賃金変動率	… 3.1%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率※	… ▲0.4%

※ 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

こころとからだの健康相談

ご家族みんなでご利用いただけます

こころとからだの
お悩みに

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、なんでもご相談いただけます。ご相談をお受けするのは看護師・臨床心理士を中心とした経験豊富な専門職。症状などによっては、専門医との直接相談も可能です。

24時間いつでも安心
相談料・通話料は無料

電話健康相談は365日・24時間開設。困ったとき悩んだとき、いつでもお電話ください。また、相談料・通話料とも無料でご利用いただけます。

※ こころの相談は、平日 9:00~21:00
土曜日10:00~18:00 (日・祝、1/1~3は休み)

面接による
カウンセリングも

こころのお悩みの場合、事情に応じて東京・名古屋・大阪の相談室にて対面によるカウンセリングが受けられます。また、全国約150ヵ所の精神科、心療内科、カウンセリングルームなどの提携機関もご紹介します。

外部相談窓口 こころとからだの健康相談

0120-736-226

※携帯電話・PHS・
IP電話からでも
お受けいたします。

すべての
サービス、
無料です。

被扶養者の異動手続きについて

春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになり、資格の取消日以降の医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

令和6年4月の状況		手続きに必要な書類
取消	① 被扶養者が就職したとき 就職先で健康保険に未加入の場合であっても、パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合は、資格の取消の手続きが必要となります。	・被扶養者申告書 ・組合員被扶養者証 ・取消日が確認できる書類 (健康保険証の写しや雇用証明書など)
再認定	② 高専・短大・大学・大学院へ進学するとき、または在学中のとき(夜間・定時制・通信制を除く。)	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和6年4月以降に発行されたもの)
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和6年4月以降に発行されたもの) ・令和6年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)
	④ 18歳以上で求職中・未就労であり無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・令和6年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)

注1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

注2 ③、④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

令和6年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

任意継続組合員の令和6年度短期(医療)掛金率、介護掛金率が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

区分	令和5年度	令和6年度
短期(医療)掛金率	108.005%	112.78%
介護掛金率	17.2%	16.48%

掛金の額は、任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(36万円を超える場合は36万円)に短期(医療)掛金率を乗じて算出します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(36万円を超える場合は36万円)に介護掛金率を乗じて算出した額も合わせて納付していただきます。

※ 任意継続組合員の手続き等については、「共済さが」令和5年9月号(No.367)をご確認ください。

共済組合ホームページ<http://www.saga-kyosai.jp/>でもご覧いただけます。

入学貸付・修学貸付のご案内



年利
1.26%

共済組合では、入学金や授業料等のために必要な資金について貸付けを行います。是非ご利用ください。

貸付の種類	《入学貸付》	《修学貸付》
貸付利率	年1.26%(令和6年3月現在) ※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象学校	<input type="radio"/> 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	<input type="radio"/> 給料月額の6ヵ月分の範囲内 最低額10万円から5万円単位で最高限度額200万円	<input type="radio"/> 最高限度額180万円(3月貸付時) 最低額10万円から5万円単位で申込月の限度額の範囲内 例) 9月貸付の限度額 90万円 月当たり15万円 ×6(当該年度10月～3月の月数)
償還方法	<input type="radio"/> 元利均等償還 <input type="radio"/> 貸付を受けた月の翌月から償還開始	<input type="radio"/> 元利均等償還 <input type="radio"/> 修学期間中は、元金の償還を据置し、利息のみの償還 ※ 修学期間中も元利償還申出可能
提出書類	<input type="radio"/> 貸付申込書 <input type="radio"/> 借用証書(印鑑証明添付) <input type="radio"/> 借入状況等申告書 <input type="radio"/> 対象者の戸籍抄本(組合員の被扶養者である場合は不要)	<input type="radio"/> 在学証明書(申込み年度の4月1日以降発行分) ※ 4月5日までの申込みについては、入学前は「合格通知書(写)」、進級前は「進級前の在学証明書」を申込み時に提出し、4月中に「該当年度の在学証明書」と差替えます。 <input type="radio"/> 修学費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び 貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

◆ 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者へご連絡をお願いします。

借入状況等の申告について

共済組合及び他の金融機関等からの借入金に対する償還予定額の合計が、給料の30%に相当する額を超える等の申込みについて、共済組合は貸付けを行いません。

貸付けを申し込む際は、自身の借入状況を把握し、「借入状況等申告書」にて正しく申告を行ってください。

なお、共済組合以外からの借入金に係る申告については、その確認書類(「償還予定表」、「残高証明書」等)の添付をいただきます。また、以前に共済組合から貸付けを受けた方が新規の貸付けを申込む場合、先に申告済のものを含む全ての借入金について最新の状況を確認しますので、「完済通知書」等、発行された書類は大切に保管しておいてください。

共済貯金

～臨時積立のご案内～

★年利0.6% 半年複利
★個人で直接の積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。

ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、是非ご利用ください。

市町村共済		貯 払 入 票		テレ 為替	
令和6年度		令和6年4月分			
金額	￥	2000000	円	定例積立金	円
払込先 銀行	佐賀銀行県庁支店			臨時積立金	200,000円
受取人 氏名	佐賀県市町村職員共済組合				円
預金種目	普通	口座番号	100847		円
依頼人 住所	123-12345			(受領印)	(備考)
氏名	共済太郎			「住所」欄には、 組合員証記号番号を 記入してください。	
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐賀銀行 (払込人保管)					

共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。（元本保証されません。）

そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。



◆臨時積立の対象者

共済貯金加入者（定例積立中断中であっても臨時積立可能です。）

※ 現在共済貯金未加入の方は、加入手続き後、貯金加入月から臨時積立が可能になります。

短期組合員の方も加入いただけます。下記加入スケジュールをご確認ください！

◆臨時積立の方法

添付の「払込票」を使用し、最寄りの佐賀銀行で振込んでください。

振込手数料は組合員負担となります。

◆臨時積立の金額・回数

金額は千円単位で、上限はありません。臨時積立は同一月に何度も可能です。

◆貯金利息の計算

共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。なお、年2回の決算時及び解約時の利息に原則一律20.315%の源泉徴収税が課せられます。

◆貯金加入者への通知

臨時積立した方へ、臨時積立翌月の10日前後に「貯金入金通知書」を送付します。

また、加入者全員へ、決算（3月末・9月末）の翌月中に前期分入出金の全履歴等を記載した「貯金現在残高通知書」を送付します。

令和6年4月期に加入する場合

4月5日（金）（※共済組合必着日）「貯金加入申込書」提出締切。4月1日～臨時積立可能

令和6年5月期に加入する場合

5月2日（木）（※共済組合必着日）「貯金加入申込書」提出締切。5月1日～臨時積立可能

以降、毎月5日（土日祝日に当たるときは直前の平日）加入申込締切です。

貯金加入月より前の積立は受け付けていません。

「貯金加入申込書」他共済貯金手続きに係る各様式は、所属所の共済組合事務担当課で保有されています。

お問合せ：佐賀県市町村職員共済組合 総務課 貯金係 TEL 0952-29-0334

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、

初診時等の窓口負担が低くなる！

よく覚えていないお薬があっても安心だよ。
しかも、安くなるんだね。



限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが確実に免除！**

手続きがいらないのは楽でいいわね。
立て替えは負担だったから助かるわ。



「マイナンバーカード」を 健康保険証として ぜひお使いください！

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用

